

年末年始における生活福祉資金新型コロナ特例貸付の対応
生活福祉資金新型コロナ特例貸付の申請期間の延長について

- 令和2年12月29日（火）～令和3年1月3日（日）の期間について、関係行政、金融機関の業務休業に伴い、相談窓口は休業とさせていただきます。
- 新型コロナ特例貸付の申請受付期間が、令和3年3月末日まで延長になりました。
上記窓口休業期間外の相談・申請につきましては、引き続き、鞍手町社会福祉協議会でお受けします。
- 窓口休業中に生活福祉資金新型コロナ特例貸付の申請を希望される方は、福岡県社会福祉協議会ホームページより申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類等とあわせて、福岡県社会福祉協議会宛に郵送で直接お申込み下さい。
- 年末年始のお申込み先
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
住所 〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階
福岡県社会福祉協議会 生活福祉資金課 特例貸付係
ホームページ URL <http://www.fuku-shakyo.jp/jigyo/shikin/korona%20tokurei2.html>